岡山海区漁業調整委員会指示令和６年度第４号

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、資源保護のため、水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和６年１２月１７日

岡山海区漁業調整委員会
会　長　　井　本　　瀧　雄

１　禁止する水産動物の種類

まだこ。ただし、体重１５０グラム以下のものに限る。

２　禁止する漁法

全ての漁法

３　禁止区域

岡山県海面

４　適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

５　指示の有効期間
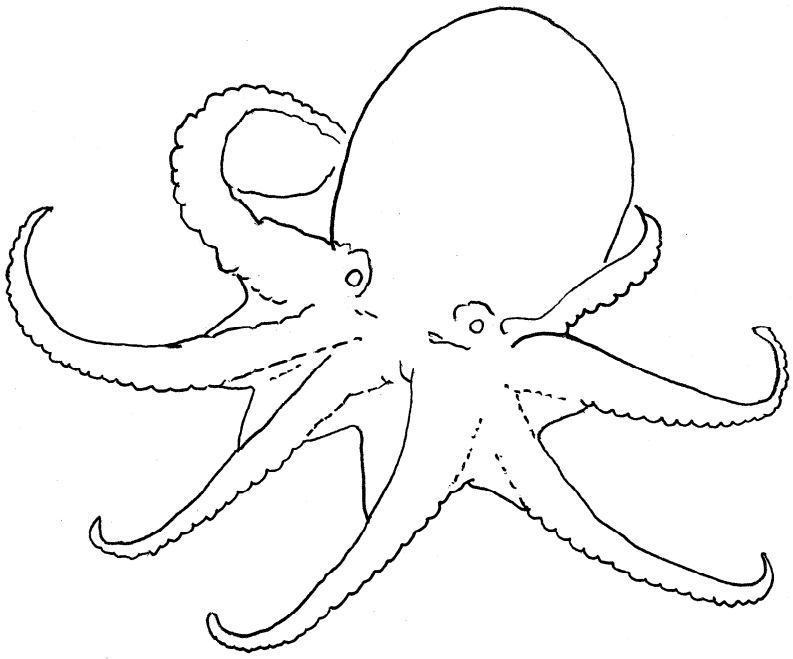
令和７年１月１日から令和９年１２月３１日まで